

新型コロナウイルス感染症状況下における短期入所について

社会福祉法人 希望の家
療育センター きぼう センター長 竹内 東光

令和3年8月4日(水)より群馬県警戒度4に引き上げとなりました。また、8月20日(金)からは群馬県に緊急事態宣言が発令されました。

このような状況の中、現在まで状況をみながら制限をかけて利用者様と長期入所の皆様の安全を第一に考えて短期入所受入れを行ってきました。職員および長期入所者の新型コロナワクチン接種が9月13日で終了します。レスパイトとしての短期入所受入れが縮小していたことで、ご家族の介護負担が増えたことを考慮して法人内で検討した結果、下記のと通りの制限で10月より受入れを行います。

■短期入所利用についてのお願い

- 1) 「群馬県警戒度4・3・2」以下の条件で10月より受け入れ可能
 - * 緊急時は家庭状況確認後、同様条件で9月より受け入れ可能
 - * 短期予約日前10日間、他事業所（デイサービス、他短期入所、学校等）の利用がない方
 - * 学校がリモートでデイサービス等の利用がない方
 - * 訪問教育でデイサービス等の利用がない方
 - * **入所前PCR検査施行 陰性が確認できた方**
 - * **療育センターきぼうにて検査施行、結果が出るまで自宅で待機（外出不可）**
- 2) 本人、家族の2週間前からの行動記録および家族の健康状態（発熱、倦怠感等）を記録して提出 *行動記録表
- 3) 1) と 2) の条件を満たしても病棟での受け入れ体制が整わない場合（発熱者が多数等）はお断りすることもあります
- 4) 1回のPCR検査にて受給者証の支給日数すべてを継続して利用できます

* ご予約、ご質問等ありましたら下記までご連絡ください

療育センター きぼう 生活支援部長 長尾 TEL 0277-73-2605